

内定後・入所後の注意事項

就労開始・復職について

入所審査時点での状況に応じて、入所後、次の期日までに保護者の方に就労開始や復職等をしていただく必要があります。なお、期日までに就労開始や育児休業からの復職が出来ない場合は退園となりますのでご注意ください。

- ◆育児休業を取得している場合・・・入所した翌月の15日までに復職
※入所決定後、復職せずに退職した場合であっても、入所後の翌月15日までに就労を開始する必要があります。この場合、期日までに同程度の時間で就労を開始していることの確認が取れない場合は、退園となります。
- ◆求職中・就労内定中・月64時間未満の就労をしている場合・・・入所から2か月以内に月64時間以上の就労開始

市外在住者について

市外在住の方が藤沢市認可保育施設に内定した場合は、次のことにご確認ください。

- ◆転入予定で申し込みをしていた場合・・・入所月前月末までに藤沢市への転入手続きを行い、藤沢市保育課へ所定の書類(内定時にご案内いたします)をご提出ください。なお、転入及び手続の完了が確認できない場合は内定取り消しとなります。
- ◆在勤要件で申し込みしていた場合・・・父母のどちらかが藤沢市に在勤している限りは利用を継続することができます。退職等により、藤沢市への在勤者がいなくなった、又はお住まいの市町村において保育の認定がなくなった時点で退園となります。
- ◆湘南ライフタウン内の茅ヶ崎市堤地区(1～110番地)在住の場合・・・左記番地内に居住している限りは利用を継続することができます。茅ヶ崎市堤地区(1～110番地)及び藤沢市以外に転居した、又は茅ヶ崎市において保育の認定がなくなった時点で退園となります。

内定辞退／育休から復職せずに退園する場合

内定辞退をご希望の場合は、保育課及び内定した保育施設へご連絡の上、速やかに「保育施設入所申込取下届・内定辞退届」(入手先はP34の二次元コード①参照)を保育課へ提出し、保護者の本人確認書類のコピーの添付又は窓口で原本をご提示の上、内定辞退の届け出を行ってください。提出がない場合、辞退は認められませんのでご注意ください。

内定辞退した入所月については、入所保留通知を発行することはできませんので、併せてご承知おきください。また、内定辞退した時点で、辞退した保育施設だけではなく、申し込んだ全ての施設について取り下げとなります。再度、利用を希望する場合はもう一度全ての書類を提出していただく必要があります。

また、内定辞退したことがある児童が再度保育施設等へ入所申込みをした場合、入所決定するまで基礎点数が2点減算となります。同様に、保護者が育休中で申請したものの、入所後復職せずに退園した場合についても、内定辞退と同様に入所決定するまで基礎点数を2点減算とします。

入所後すぐに転園を希望する場合

入所の翌月から転園の申込みをすることが可能です。ただし、入所から6ヶ月を経過するまでは、原則として新規の申込みをしている方を優先して内定といたします。

入所後市外へ転出する場合

児童が市外へ転出する場合、ご利用いただいている藤沢市認可保育施設は原則退園となります。ただし、転出先での保育施設への入所がかなわない場合は、転出先の市町村で所定の手続きを行うことにより、その年度内に限り、在園している認可保育施設を継続して利用することができます。また、転出後も父母のいずれかが藤沢市にて在勤・在学している場合は、年度をまたいだ後も藤沢市認可保育施設を継続利用することができます(退職等により、藤沢市への在勤者がいなくなった、又は住民登録地である市町村において保育の認定がなくなった時点で退園)。

転出後も藤沢市認可保育施設を利用したい場合は、手続きのご案内をいたしますので、転出前に藤沢市保育課へご連絡ください。

長期欠席する場合

連続して2か月以上保育施設を欠席(長期入院や保護者の里帰り出産などを含む)する場合は、原則として退園となります。長期欠席をする予定がある場合は、必ず事前に保育課へご相談ください。

状況が変わった場合

保護者の就労の内容が変わった(転職、育休開始、退職など)、家族構成が変わった(別居、同居、離婚など)等、児童や家族の状況が変わった場合は、その都度所定の書類を提出する必要があります。詳細は、内定・入所後に保育施設又は保育課へお問い合わせください。